

平成27年度第1回草津市路上喫煙対策委員会（概要）

1. 日 時

平成27年7月17日（金） 10時00分～11時30分

2. 場 所

草津市役所 101会議室

3. 出席者

寺尾委員長、小林副委員長、東田委員、平田委員

松田委員、山元委員

4. 会 議

<開会>

事務局 ただ今より、平成27年度第1回草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は委員8名中6名の出席があり、委員会が成立しております。では、委員会の開催にあたり、草津市まちづくり協働部長よりご挨拶申し上げます。

..... **部長挨拶**

事務局 それではこれより議事に入らせていただきます。

今後は寺尾委員長に進行いただきますので、寺尾委員長よろしく申し上げます。

委員長 早速ですが議事に移ります。「(1) 前回委員会の振り返り」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・提案のあった啓発活動について
- ・禁止区域の拡大について
- ・分煙施設のあり方について

委員長 禁止区域の拡大と分煙施設のあり方については、この後の議題になっていきますので、啓発活動について、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員 啓発週間の設定について、積極的に取り組んでほしいです。年2回程度、啓発週間を設定して、実際に活動することが大事だと思います。

委員長 このことについてご意見いかがですか。

委員 やるべきだと思います。私は喫煙者であり、たばこを売っていますが、喫煙者にはマナーを守って吸ってほしいです。たばこ小売人連盟としては、啓発活動という形でごみ拾いをしていますが、吸殻が結構落ちています。安易かもしれないが、たとえ1時間でも立って啓発したら良いのではという気がします。

委員長 少し観点は違うかもしれませんが、5月31日の世界禁煙デーから1週間が禁煙週間とされています。他に草津市で関連する週間などはありますか。

事務局 現状はありませんが、宿場まつり等の機会に、啓発ティッシュの配布などはしています。

委員 路上喫煙防止実行委員会を立ち上げて、その実行委員会が主体となって色々な活動をやってもらうというのも良いかと思います。

委員長 どのようなメンバーの実行委員ですか。

委員 この委員会のメンバーか、一般公募で新たに募集してはどうかと思います。

委員長 今のご提案についてご意見ございますか。

委員 この委員会の方はおそらく参加いただけるとは思いますが、他に立候補する人がいるでしょうか。

委員長 世界禁煙デーなどの啓発については、協力いただける方が多いです。同様の結果となるかはわかりませんが、それなりに手を挙げていただけるのではないかと思います。ただ、負担はあまり重くしないほうが良いと思います。啓発について他にご意見ございますか。前回、視点を変えた啓発について具体的な提案がありましたが、標語の募集というのは、路上喫煙に関連したものでしょうか。

委員 そうです。入賞者には粗品を渡してはどうかと思います。標語の募集によって、意識を高めてもらえればと思います。

委員 募集の対象が草津市民全てなのか、小学校から高校生までに限定するのかなど

の議論が必要だと思えます。募集すること自体はいいと思えます。

委員長 事務局はいかがですか。

事務局 どのような形で、どのくらいの期間、どのような内容で啓発するかについては、他市の事例も参考にしながら検討したいと思います。禁煙となれば、健康部門との連携という話も出てきます。取り組みの事例をいくつか提示し、草津市はどのように実施するのか、検討いただきたいと思います。
先ほど意見のありました、当委員会の方々に啓発していただくのか、実行委員を募集して実施していくのか、色々な方法があると思えます。次回、議論の題材を提供したいと思います。

委員長 良い提案が出てきているので、できる限り実施したいと思います。実施までに検討すべき点もありますので、具体的な内容等について、事務局で資料を集めていただき、次回に提示いただいて、決めるということによろしいですか。

．．．．．異議なしの発言．．．．．

事務局 啓発の事例をご存知であれば、事務局の方にお寄せください。

委員長 啓発は非常に大事ですので、色々な形で実施できればと思えます。それでは、議事の「(2) 路上喫煙対策の現状等について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・市の取り組み
- ・路上喫煙の現状
- ・路上喫煙対策に関する草津市議会からの意見
- ・今後の啓発活動について

委員長 ありがとうございます。このことについて、ご意見やご質問ございますか。

委員 巡視啓発活動は、市の職員の方が行われているものですか。

事務局 委託しております。

委員 年間156日ということは3日に1回程度ですが、効果はいかがですか。

事務局 文言の入った黄色いベストを着用し、啓発いただいております、ある程度の効果は出ていると考えています。

委員長 特にトラブルとかはないですか。

事務局 特段、聞いていません。

委員長 他のご意見いかがですか。路上喫煙率は0.04%で、1万人に4人ですが、以前と比べるとずいぶん下がってきていることがわかります。

委員 路上喫煙率は昨年と大体一緒ですか。

事務局 ほぼ一緒であり、グラフのように近年推移しています。

委員長 ゼロというのは難しいですが、低い数字であるという印象です。ただ、マナースペースの問題は、課題として残っています。後の議題にもありますが、マナースペースについては、少し考えていく必要があると思います。それでは、議事の「(3) 路上喫煙禁止区域の拡大(案)について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・現在の禁止区域の指定をした際の要件
- ・禁止区域周辺の通行量調査

委員長 ありがとうございます。現在の禁止区域を設定した際、5つの要件についてはかなり慎重に検討しました。当初は、市内全域が禁止区域でも良いという意見から、もっと狭い範囲が良い、面的な指定が良いなど、色々な意見がありましたが、この5つの要件を考慮し、禁止区域を指定しました。区域を拡大してはどうかという意見があり、データを収集いただいたうえで、拡大の候補地が示されています。ご意見やご質問がございましたらお願いします。禁止区域は拡大後も、時間を置いて検証する必要があると思います。固定というわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

委員 草津第二小学校の前が指定されていますが、小学校の前は、いくら何でも吸っ

てはいけないでしょうね。これは飛び地になりますか。

委員長 道が続いており、飛び地ではありません。前回、各学校の周りという意見もありましたが、飛び地になると啓発しにくいし、5つの要件からは少し外れます。小学校の周りはふさわしいと思いますが、連続する区域ということで、このような案となっています。

他のご意見いかがでしょうか。通行量は少ないけれども、ここは追加してほしいという意見でも構いません。

副委員長いかがでしょうか。

副委員長 あまり区域は拡大する必要はないと思います。現状の区域をもう少し認識してもらうことを進めるべきだと思います。この通行量調査の中で、丸十モータープール周辺は、361人という結果ですが、一般の方は、ほとんど通行するようなどころではないと思います。

事務局 調査の際には、西側にコンビニエンスストアのある大通りがありますが、そこを通らずに、丸十モータープールさんの横を通って駅に向かう人も結構おられました。大通りは歩道に段差もありますし、少し細いこともあり、丸十モータープール横の道を通られていることも確認しました。前回の委員会でも、この通りについてはご意見がありましたので、調査対象としました。

委員長 副委員長としては、今の区域でももう少し様子を見た方が良いということですか。拡大せずに、ここの区域の中で強化していくという形ですか。

副委員長 そうですね。

委員 私はこの拡大案については、賛成です。

委員長 一人ずつご意見を伺ったほうが良いと思いますので、順番にお願いします。

委員 マナーを守っていただくのは個人ですけれども、賛成ではあります。

委員長 拡大した方が良いということですね。
拡大する案については、出されている案で問題ありませんか。

委員 はい。

委員 私も同じく賛成です。今は止めましたが、かつては路上喫煙の常習者でした。本読むのとか新聞読むのと同じ感覚で、歩いている間、暇なので、つい吸ってしまっていました。個人のモラルの問題だと思いますが、ただ個人のモラルに頼ってはいは、なかなか先に進みませんので、皆さんに知っていただけるような、皆さんが自分のこととして考えていただけるような形で、禁止区域は必要だと思います。私は、守っていただけるのであれば、市内全て路上喫煙禁止でもかまわないと思います。その代わりに、たばこを吸える場所を作っていただかないと、喫煙者には気の毒かなという気がします。

委員 地域的には賛成です。駅前の人が集まるところですし、子どもがいる立場としたら、拡大していただけるとありがたいです。

委員長 それぞれ意見をお伺いしましたが、多くの委員の方からは、この案に沿った形での拡大という方向が出ていると思います。
この件についても次回、拡大案に関する資料を揃えていただき検討するということかと思えます。拡大する場合、きちんと市民さんに知ってもらわないといけないので、いつから拡大するといった周知が必要です。そのことも含め、いつ頃から拡大するかということも検討する必要があると思います。準備期間が必要かと思いますが、事務局いかがですか。

事務局 現状を各委員さんに見ていただくとか、調査結果を検討していただきたいと思えます。市としても、啓発のエリアが広がるため物品の準備等もありますので、次回お示しします。

委員長 実際の場面を確認できれば一番良いでしょうね。全部行くのは少し大変かもしれませんが、併せて考えていただけますか。

事務局 現地確認についても検討します。

委員長 それでは次の議題に移ります。「(4) マナースペースの形状について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・ マナースペースを設置した経緯
- ・ マナースペースを植栽型で設置した経緯

- ・市民や議会などから出されていた植栽型に対する意見
- ・前回の委員会での、マナースペースのあり方についての意見
- ・マナースペースの形状別のメリット・デメリット
- ・パネル型への移行についての検討

委員長 ありがとうございます。マナースペースについても、当初は色々な議論がありました。マナースペースはいらないという意見や、必要だという意見もありました。形状についても、パネル型にするべきという意見や、屋根がある方がよいという意見もあった中、今の状態となりました。ただ、当初から考えられていましたが、これでもって全てが解決する状態ではないので、どこまで改善できるかという内容かと思えます。事務局から、南草津駅東口をパネル型にするという提案がありました。これについて、ご意見やご質問ございますか。

委員 パネル型は植栽型とあまり変わらず、しっかりと囲っているだけですよね。箱型や、観光地にあるようなちゃんとしたものがあれば良いのですが。費用については、約8億から9億のたばこ税が入っていますが、それはこういうところに使えないのですか。箱型は、設置費も維持費も管理費も必要ですよ。雨が降っている時は、そこで吸わなければ済みますが、屋根のないところで吸えというのは酷ですし、上には煙が漏れるので、ある程度は仕方がないと思いますが、影響は少ないのではないかと思いますので、そういう形を望むところです。

委員長 事務局いかがですか。

事務局 煙を吸う装置や吐き出す装置など、施設内にどのような設備を設けるかにもよりますが、かなりの費用がかかるのは間違いありません。また、パネル型が植栽型とあまり変わらないのではないかとありますが、植栽ですと風は通ります。基本的に煙は上にあがりますが、風向きによっては真横にきます。南草津駅東口は子どもたちも通り、煙たいという現状があります。パネル型にすると、横に煙は流れず上にあがるという効果があります。場所は固定してしまっていますが、拡大縮小も不可能ではありません。箱型は拡大縮小が難しく、完全にそのエリアだけになってしまいます。

委員長 他のご意見いかがですか。

委員 屋根なしというのは、雨が降った場合、傘を差して吸われることになりますか。

事務局 現状もそのような形です。現状は、プランターに植栽を植えて、その内側で喫煙いただいています。マナースペースと書いており、喫煙場所であると案内はしていますが、初めて来られる方には、わかりにくいという現状もありました。

委員 利用者にとったら、屋根がないと利用価値が少なくなり、道路で喫煙される恐れもあると思います。ある程度、利用しやすい形にした方が、喫煙場所に行ってもらいやすいと思います。私は喫煙しないので、屋根がないと、どのくらい不便なのかわかりませんが、もし屋根がなければ、植栽の近くで傘を差して吸っても、喫煙者にとっては同じですし、わざわざスペース内で喫煙されるかというのは少し気になります。ただ植栽型よりは、屋根がなくてもこういうスペースを作ってもらえるのは、子どもがいる立場からすれば、ありがたいです。

委員長 お一人ずつご意見聞きたいと思いますが、いかがですか。

委員 パネル型にした場合でも、喫煙者のマナーやモラルが向上するのは疑問です。あくまでも路上喫煙をやめる、決められた場所で吸うという気持ちになってもらうまでの、意識を高められるようにすることが一番重要だと思います。

委員長 パネル型は、植栽型に比べて、煙の流れが多少制御されるので、受動喫煙の害がやや抑えられること、パネルで囲うため、場所がはっきりし、マナースペースだとわかるというメリットがあると思いますが。

委員 委員のおっしゃることはよくわかります。話は飛びますが、駐車・駐輪違反について、場所を確保すると、違法駐車・駐輪も比較的減ってきているのではないかと思います。確かに個人のマナーの問題だと思いますが、やはり形も作ってあげないと、啓発だけでは前に進まないかなという気がします。

委員長 マナースペースを置いた経緯というのは、そこにあります。

委員 私は、マナースペースがなければ、モラルも向上しないというのは、問題あると思います。自らがマナーを向上させる、人に迷惑かけてはだめだという気持ちになってもらうことが啓発活動で、それが最優先だと思います。そのことを抜きにして別の形をとっても、結果はあまりよくなりません。

委員長 そういう方向に向いていけば一番良いと思いますが、一気にそこまでいけるかというと、という問題があります。

委員 だからこそ時間をかけて活動するべきです。活動すること、続けていくことが大事だというのが私の考えです。

委員長 他のご意見はいかがですか。

委員 さっきから言っていたように、喫煙者のマナーが大事です。私はたばこを吸います。吸う場所がなければ、他で吸って良いというわけではありませんが、やはりどこか1ヶ所あれば助かるかなと思います。植栽型にすると、横に煙や臭いが広がっていくのもわかるので、パネル型が一番、無難かなと思います。喫煙者からしても、煙や臭いが横に流れてくるのはわかるので、それだけでもなくなれば良いと思います。

委員 パネル型のデメリットの中に、相応の費用がかかると書いてありますが、大体どのくらいかかりますか。

事務局 形状や使う部材によっても全く違いますので、一概には言えませんが、工事費用もかかりますので、1ヶ所あたり数百万円くらいだと思います。

委員長 副委員長、マナースペースの形状についていかがですか。

副委員長 禁止区域の中にマナースペースを作ること自体、間違っていますが、喫煙者と非喫煙者のことを考え、マナースペースは必要だということで試行錯誤した結果、植栽型になりました。資料を見ると、箱型が一番良いかと思いますが、許可が必要になるなどということであれば、パネル型にしたらどうかと思います。

委員長 ありがとうございます。皆さんにご意見をいただきまして、全ての方が同じ意見ではないと思いますが、概ねパネル型でという話が出ていると思います。4ヶ所全てというのは難しいので、事務局から案があるように、南草津駅東口はパネル型として、費用のことも一概に決められないと思いますが、その方向で考えていただければと思います。これについても、設置してから、他のところに広げていくべきか、あまり効果がないという結果になるかもしれないので、様子を見ていくという形になると思います。

事務局 通学路にマナースペースがあり、煙が漏れてしまうということが起こっています。これは教育上や受動喫煙の観点からも良くないので、遮断することが目的

です。委員からもありましたように、屋根があるに越したことはありません。ただ屋根を付けると、換気扇も必要になり、掃除もしなければならず、また深夜のたまり場になる可能性があります。総合的に考えると、マナースペースの目の前を多くの人を通りますので、南草津駅東口をパネル型にさせていただきたい。様子を見て、効果がなければ戻しても良いですし、効果があれば他のところに広げることもできます。まず第一歩として、実施したいと考えています。

委員長 次回もう少し具体的なところで、お話いただければと思います。
少し時間がありますので、全体を振り返って各委員さんから何かございますか。

委員 本当は、全員が吸わなければ一番良いのですが、そういうわけにはいきませんし、たばこを吸われる方も結構おられます。やはりたばこを止められない人がいるからには、マナーだけを押し付けるのではなく、安心して吸える場所を作ってあげれば、案外守ってくれるのではないかと思います。昔から比べると、ものすごくマナーが良くなったと思いませんか。昔は電車の中でタバコを吸っていましたし、会議室には必ず灰皿がありましたから。その時代から考えると、年々マナーが良くなってきていると思いますけどね。

委員長 皆さんがそういう方向で考えていただけたら非常にありがたいと思います。
今日の議事はこれで終了とします。
次第の「6. その他」について、事務局よりお願いします。

事務局 活発なご議論をいただき、ありがとうございます。
一点、報告いたします。資料の12ページをご覧ください。平成27年の6月議会において、「草津市のまちづくり活性化の着実な推進と公共場所での分煙化推進に関する請願」が出され、採択されました。請願内容にもあります分煙施設の設置については、各公共施設で対応していくことになります。

委員長 国の通知は、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」という前提です。禁煙というのはタバコを吸わない、喫煙場所も作らないということです。公共的な空間においては、原則禁煙とありますので、例外があるかもしれませんが、目指すところは全面禁煙です。請願内容を見ていると、喫煙場所の設置とあり、分煙ということだと思いますが、矛盾しているのかなと思うところもあります。ただ、請願が採択されたということは、このことについて考える必要があるかと思えます。

事務局 ありがとうございます。次回の委員会は年内開催を予定しております。また禁止区域拡大等について、当委員会からの「意見書」提出を考えております。本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第1回草津市路上喫煙対策委員会を終了します。